焼津市部活動ガイドライン

焼津市教育委員会

（令和８年 10 月改定）

目次

1　部活動の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　部活動を取り巻く現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　部活動の地域展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

4　部活動ガイドラインの提示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

5　部活動の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

6　部活動の運営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
(1)　活動の基本　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
(2)　学校体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
(3)　地域クラブ活動について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
(4)　活動時間の明確化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
ア　活動日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
イ　活動時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
ウ　長期休業中の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
エ　朝練習について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
(5)　顧問の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
ア　部活動の指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
イ　外部との調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
ウ　複数顧問体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

7　教員以外の部活動指導者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(1)　外部指導者の職務等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(2)　部活動指導員の職務等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

8　保護者との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(1)　保護者への活動方針等の周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(2)　保護者との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(3)　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

9　安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(1)　生徒の健康状態の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(2)　施設・設備等の安全点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

10　適切な指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

※ このガイドラインは、学校部活動に関するものであり、地域クラブに関するガイドラインは、別に定めるものとする。

１　部活動の意義

部活動は学習指導要領上では「第１章　総則」に下記のとおり位置付けられている。

> 中学校学習指導要領（平成 29 年３月）
> 第１章　総則
> 第５　学校運営上の留意事項
> １　教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
> ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

２　部活動を取り巻く現状

これまで部活動が生徒の心身の健全な発達において大きな教育的効果を上げてきたことは、誰もが認めるところである。

しかし、少子化による生徒数の減少から、部活動を運営するために必要な部員数が確保できず、近隣の中学校と合同チームを組まざるを得なかったり、休部や廃部せざるを得なかったりすることも多くなった。

また、生徒の興味・関心が多様化し、学校で設置できる部活動では、十分に対応できなくなっていることもある。

一方で、教職員の超過勤務の大きな理由として部活動の指導があげられ、専門ではない部活動の指導に負担感をもっている教員も多いことが報告されている。こうしたことから、教職員の働き方改革が進められ、部活動の地域展開の方針が示されている。

３　部活動の地域展開

令和２年にスポーツ庁及び文化庁は、少子化が進行する中、生徒の豊かなスポーツや文化・芸術活動を将来にわたって実現するために令和５年度以降、学校部活動の段階的な地域展開を図ることとした。

焼津市では、令和３年度に「焼津市地域クラブ活動在り方検討委員会」を立ち上げ、中学校の学校部活動を地域クラブ活動に移行する取組を開始した。

まず、改革の目的を「やってみたい、上手くなりたいという生徒の思いに応える活動」「焼津らしさや創造的な取組など、生徒にとっても、市民にとっても魅力的な活動」「活動と運営の自主性と責任という市民のやりがいの創出」とした。現在残っている学校部活動を地域に移行することにとどまらず、地域の魅力を付加した新たな活動としての「地域クラブ」を広く市民から募集した。

令和７年度には、「焼津市地域クラブ活動ガイドライン」を示し、休日の部活動を「地域クラブ活動」に移行した。

令和７年 12 月に文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が示された。これを受けて、令和８年度に「焼津市認定地域クラブ活動ガイド

ライン（焼津市地域クラブ活動認定要件)」を示した。

令和 10 年度中には、学校部活動から地域クラブ活動に完全移行するように準備を進めている。

4　部活動ガイドラインの提示

このような現状や課題を踏まえ、これまで各校で大切にされてきた部活動の意義や留意点を今一度振り返るとともに、現状における有意義な中学校部活動を目指す。そのために、焼津市教育委員会では本「焼津市部活動ガイドライン」を示し、部活動が教育活動の一環として適切に実施されるように支援する。

5　部活動の目的

焼津市教育委員会では、焼津市学校教育の目標として「優しく、強く、愛しい人」を掲げている。生徒たちを目指す姿に近づけていくために、以下の(1)から(4)を部活動の目的とする。

(1) 自分の興味のある部活動に参加し、一生懸命に活動することを通して、健やかな心身と主体的に取り組む態度を育む。

(2) 友達や上級生、下級生、教職員、指導者、あるいは対戦相手など様々な人と接することを通して、礼儀・規律や、人とのかかわりを大切にする社会性を育む。

(3) より良い記録や技術等の向上に挑戦したいという意欲をもって活動することを通して、目標に向かって努力する態度を育む。

(4) 生涯にわたってスポーツや文化・科学等に親しむ基盤を養う。

6　部活動の運営方針

焼津市教育委員会では、前述の「部活動の目的」の実現を目指し、部活動の運営方針を以下のように掲げる。

(1) 活動の基本

学校は、本ガイドラインが示す「部活動の目的」の達成を目指して、部活動を運営する。

(2) 学校体制の整備

ア　加入方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。したがって、生徒の部活動加入については自主選択制を基本とする。

イ　部活動の設置・休部・廃部

現在、学校によっては生徒数の減少に伴い教職員数が減少し、顧問が不足する事態が生じている。そして、この状況は今後ますます深刻になることが想定される。

部活動の設置・休部・廃部については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。

・休部・廃部にする場合は、現在所属する生徒やその保護者に対して検討の過程や検討結果を説明する機会をもつ。また、少なくとも現在所属する生徒が、活動を終えるまでは活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習等により運営を工夫したりする。

・新たな部活動を設置する場合は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、継続的な運営等について十分に検討した上で決定する。

(3) 地域クラブ活動について

学校部活動に所属する生徒には、さらに専門的な知識・技能の習得を目指し、自己実現の場として地域クラブを紹介し参加を勧める。

(4) 活動時間の明確化

生徒の発達段階を軽視した練習内容や練習時間は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害や外傷の要因になるばかりではなく、部活動本来の目的を見失う恐れがある。そこで、活動時間等について、以下のアからエを原則とする。

ア　活動日

・平日の活動は、地域クラブの活動を含めて週３日以内とする。

・週休日（土日）・祝日は、地域クラブの活動日とし、学校部活動は行わない。

イ　活動時間

・平日は、２時間を上限とする。

ウ　長期休業中の活動

・学校部活動を行う場合は、平日の活動に準じて行う。

・１日の活動時間は３時間を上限とする。

・地域クラブの活動と重なる場合は、地域クラブの活動を優先する。

・閉庁日は活動しない。

エ　朝練習について

朝練習は実施しない。

(5) 顧問の役割

ア　部活動の指導

担当する部活動の活動方針や活動計画を作成し、３年間を見据えた計画性のある指導に努める。そのためにも、生徒理解と共に、生徒の生活指導、健康管理に努めると共に、活動中の事故防止に最大限の注意を払う。

顧問は、生徒が活動中は原則として活動場所で指導にあたる。顧問が出張等で不在の場合は、原則として活動しない。ただし、外部指導者が活動場所で指導できたり、他の教職員が体育館やグランド等の活動場所に居ることができたりする場合は、活動内容を精査し事前の生徒への指導を丁寧に行った上で活動することを認める。

イ　外部との調整

・地域クラブ指導者と連絡を取り、連携に努める。

・地域クラブとしての参加が認められていない種目については、大会・コンクール等の参加手続や引率を行う。また活動の充実を図るため、保護者や地域クラブ指導者との連携に努める。

・学校に設置されていない部活動（学校外の団体で活動していて、学校の代表として大会に参加する場合）において、引率の必要性が生じた場合は、引率時に事故が起きた場合の対応等を含め、保護者の理解が得られた場合に限り、大会や練習会場への保護者による引率を認める。ただし、大会主催者が保護者の引率を認めていない場合があるので留意する。

ウ　複数顧問体制

複数顧問体制をとることで、顧問相互の負担を軽減できると共に、生徒指導、保護者対応、緊急対応などの様々な場面で適切な対応が可能となるため、可能な範囲で複数体制とする。ただし、顧問をすることができる教員数の不足等の事情がある場合は、外部指導者の配置等の工夫をする。

7　教員以外の部活動指導者

焼津市教育委員会は、各部の活動を充実させるために、別に「焼津市立中学校部活動外部指導者活用事業実施要綱」、「焼津市部活動指導員活用事業に関する手引き」を定め、必要とする各校に外部指導者、部活動指導員を適切に派遣する。

(1) 外部指導者の職務等

・外部指導者は、校長の指導監督の下、顧問の立てた指導計画に従い、顧問を支援する立場で生徒の実技指導及び助言を行う。なお、指導に当たっては、顧問と連絡を密にし、生徒の健康及び安全確保に留意する。

・外部指導者は、練習計画、練習内容等について学校と充分打合せを行い、原則として顧問の下で指導するものとする。

・外部指導者には、必要とする保険加入と指導時間に応じた謝金を支払う。

(2) 部活動指導員の職務等

・部活動指導員は中学校における運動、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的なものを行うものとし、教育委員会が各中学校の実情に応じ必要と認める種目について、当該中学校の校長統括の下に専門的技術に関する指導を行うものとする。

・校長は、部活動指導員に部活動顧問を命ずることができる。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、担当教諭を指定し必要な職務に当たらせることとする。

・部活動指導員は、校長の指揮監督のもと、技術的な指導、学校外での部活動の引率、部活動の管理運営、生徒の健康及び安全確保等に従事し、担当教員と連携してその職務を遂行しなければならない。

・部活動指導員は、焼津市の会計年度任用職員として任用する。

8　保護者との連携

顧問は部活動を効果的に実施するため、部員の保護者との意思疎通を図り、保護者と連携して部活動運営に努める。

(1) 保護者への活動方針等の周知

顧問は、活動方針、年間計画等を示し理解を得る。

(2) 保護者との連携

生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

(3) その他

外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は、原則として保護者に紹介する場を設ける。

９　安全対策

部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や行事と同様に、顧問や外部指導者は生徒の環境管理と安全確保に配慮しなければならない。

(1) 生徒の健康状態の把握

・活動の前後に健康状態を確認するなど、生徒の健康管理に気を配る。
・生徒が適度な休養や栄養・水分の補給をとるように努める。
・顧問は、熱中症についての理解を深め、活動中の生徒の様子に気を配るとともに生徒自身にも熱中症は重篤化しやすく命の危険に関わることを指導し、注意喚起をうながす。

(2) 施設・設備等の安全点検

施設・用具の管理と安全点検を行う。また、生徒にも施設・用具を正しく使用し事故が起きないように指導する。

10　適切な指導

部活動の指導においても以下の行為を根絶し、適切な部活動指導に徹する。

・殴る、蹴る等の暴力行為
・限度を超えたような肉体的・精神的負荷を与える行為
・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される言葉や態度による威圧や威嚇
・特定の生徒に対する執拗かつ過度な心理的・肉体的負荷を与える行為

上記のような体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定する発言等は、決して許されないことである。